

第4章 施策の展開

1. 理解と支え合いによる意識づくり

(1) 広報啓発の充実

【現状と課題】

平成16年に障害者基本法が改正され、基本的な理念の規定に「何人も障害者に対して、障害を理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と明記されるなど、障がいのある人に対する差別の防止と権利の擁護がより一層重要となっています。

本市では、障がい者団体と協力して街頭での啓発活動や広報紙などにより広く市民に啓発を行っています。また、スポーツ・レクリエーション大会や地域交流行事を開催し、障がいのあるなしや障がいの種別と関係なく、さまざまな人たちの間で交流が行われています。今後も障がいのある人が地域でともに生活していくためにも、さまざまな人との交流機会をもちながら、障がいや障がいのある人への理解を深めていくことが大切です。

【今後の方向性】

啓発活動を推進し、障がいに対する理解の促進に努めます。

また、広報紙やホームページ、情報メディアなどの効果的な活用を図り、より多くの市民に対し、障がいに関する理解の促進と人権尊重意識の向上を図ります。

さらに、関係機関との連携により、障がいのある人とない人がともにスポーツ・レクリエーション大会や地域交流行事などの交流機会に参加し、交流を促進することのできる体制づくり及び啓発活動の充実を図ります。

【取り組み内容】

1) 理解と啓発の促進

① 広報・啓発活動の推進

広報紙やその内容をカセットテープに録音する「声の広報」やホームページなどあらゆる広報媒体を活用し、各種行事や新規事業の情報を提供します。

② 冊子・パンフレットなどによる啓発

人権啓発冊子の作成や障がい福祉に関するパンフレット作成の検討を行い、市民の障がい福祉に関する意識向上を図ります。

③ 市民の交流を図るスポーツ大会の開催

障がいのある人に対する理解を促進するため、スポーツ大会などの活動を行います。障がいのある人とふれあうことによって、障がいの実情を知ってもらい、理解と認識を深めます。

④ 地域交流行事などへの参加支援

「障害者教室」「スポーツ教室」などの内容を工夫し、障がいのある人自身が積極的に地域の事業や催しに参加していけるように支援します。

2) 福祉に関する教育の推進

① 学習機会の充実

保育所・児童館などにおいて、障がいのあるなしに関わらずさまざまな児童が接することによって、自然に障がいを理解し合う環境づくりを促進します。また、情報提供など障がい者団体と連携して、市や府主催の各種研修会への障がいのある人やボランティアの参加者の拡充を図ります。

② 福祉に関する教育の充実

市民を対象とした人権教育学習会やPTAなどの研修会において、今後も障がいのある人を取り巻くさまざまな問題を人権問題の重要な柱の一つとして位置づけ、学習機会の拡充に努めます。また、小中学生対象に福祉施設での体験学習や総合学習時間における福祉に関する教育を実施するとともに、今後のあり方について検討していきます。

③ 市民への理解・啓発

手話教室や点字講座を実施し、手話や点字に関する知識の普及、向上や手話などの普及に努めるとともに、聴覚・視覚障がいのある人に関する理解の促進を図ります。

④ 関係機関との連携

社会福祉協議会と連携して福祉に関する教育の推進と、市民の福祉意識の高揚に努めます。また、市民参加による事業の推進や小地域単位での事業の促進を図ります。

3) 交流・ふれあいの場の充実

① 市民の交流を図るスポーツ大会の開催

「京田辺市障害者スポーツ大会（友遊フェスタ）」の実施により、大会参加者にスポーツ活動の場の提供を行い、市民の障がいのある人に関する理解と認識を深めます。また、大会を通じてさまざまな障がいのある人の交流を図ります。

② 地域交流行事などへの参加支援

文化祭や運動会など障がいのある人との交流・ふれあいの場において、手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、点訳奉仕員、介助ボランティアなどの配置やプログラムの工夫など、参加者のための条件や環境の整備に努めます。また、「障害者スポーツ教室」の内容を工夫し、参加者の拡大を図るとともに、実施回数の増大や「高齢者スポーツ教室」との連携を図っていきます。

③ 交流教育の推進

保育所・幼稚園・学校にて、日々の生活の中での助け合いを通じて、すべての児童が障がいのある人を正しく理解できるような教育を行います。

(2) ボランティア活動の推進

【現状と課題】

障がいのある人が身近な地域で自立した生活を送れるよう、地域でのきめ細かな支援体制を整備することが必要です。

こうした地域での支援体制の整備に向けて、本市では「京田辺市地域福祉計画」を策定し、地域における福祉活動の推進に取り組んでいます。

ボランティア活動については、社会福祉協議会によりボランティアバンク登録の推進やボランティアグループの研修・育成などさまざまな活動支援が行われています。今後もこうした研修会などを通じて知識の向上を図っていただくとともに、社会福祉協議会や民生委員・児童委員などと連携しながら地域福祉活動・ボランティア活動を推進していくことが求められています。

こうした中、ボランティア活動への関心や参加意欲の高まりにより、ボランティア活動を志す人が増加していますが、活動する機会を提供し、ボランティア同士が気軽に交流できる活動の場の充実が必要となっています。また、障がいのある人自身も社会の一員として、ボランティア活動に参加し、社会貢献していける様な体制づくりや青少年のボランティア活動の組織化が課題となっています。

今後もボランティアの組織化と育成を支援し、地域福祉活動の推進を図ることが大切です。

【今後の方向性】

関係団体との連携のもと、市民のボランティアに対する意識向上をめざし、地域における活動ボランティアの人材の確保を図ります。

また、ボランティアグループの支援やボランティアリーダーの育成により、ボランティア活動のさらなる充実を図っていきます。

【取り組み内容】

① ボランティア活動の推進

ボランティア活動を支えていくため、活動支援の拠点として社会福祉協議会においてコーディネートを行うとともに、ボランティアグループの支援や市民のボランティア活動への参加の呼びかけ、ボランティアリーダーの養成を行っていきます。

また、市の施設などの活用を検討し、ボランティア活動の場の確保を推進していきます。

② 手話奉仕員などの養成

「手話奉仕員養成事業（手話教室）」「点訳奉仕員養成講座（点字教室）」の実施により、視覚・聴覚に障がいのある人の活動を支える幅広い人材の確保を図るとともに、市民の聴覚や視覚に障がいのある人への理解の促進を図ります。また、これら教室や講座の受講者がその後ボランティアとして活動していただけるよう講座内容の充実を努めます。

③ ボランティア意識の高揚

「体験型福祉啓発事業」による小中学生の体験学習や総合時間を利用した福祉に関する教育により、ボランティア意識の高揚を図ります。また、青少年のボランティア参加へとつなげていく工夫や改善がないかを検討していきます。

2. 自分らしく暮らしていくための支援体制づくり

(1) 相談・情報・コミュニケーション手段の充実

【現状と課題】

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、障がいのある人やその家族、介助者などが抱えるさまざまな問題の解決に向けて、身近な地域で相談ができ、適切な支援へとつなげていく相談体制や、必要な情報が得られるよう、相談支援体制や情報提供の充実、コミュニケーション手段の確保が求められています。

本市では、相談支援事業を「障害者生活支援センターふらっと」で実施しています。それ以外にも「障害児（者）地域療育支援センターういる」で相談ができる体制をとっています。これらの相談支援事業所では、相談支援専門員が障がいのある人やその家族からの相談を受け、それぞれの抱えるさまざまな課題に対してともに考え、自ら取り組んでいくことを支援しています。さらに、日常の相談支援活動で把握された地域課題については、地域自立支援協議会で共有し、協議することで地域全体の相談支援体制のレベルアップをめざしています。

こうした専門機関による相談支援事業と社会福祉協議会、民生委員・児童委員の活動、障がい者団体の行う身近な相談活動との連携を図り、重層的で総合的な支援体制を地域でつくっていく必要があります。

一方、情報提供については、本市の取り組みとしてホームページにおける文字拡大と音声読み上げシステムの導入、障がい福祉施策については、各種施策・制度などの情報を掲載したパンフレットなどの配布やホームページでの情報掲載、また、字幕情報受信装置の設置を行っています。そのほかにも、点字や紙に張り付けられたコードを専用の読み上げ装置で読み取ると、記載されている文章を音声で聞くことができるコード（SPコード）付き文書を用い、障がいのある人に配慮した情報伝達に努めています。

今後も情報提供の際には、ユニバーサルデザインに配慮するなど、情報がよりわかりやすく、確実に伝わるような手段を講じていく必要があります。

【今後の方向性】

障がいのある人が地域で安心して生活するために、そのときどきに応じた豊富な情報を円滑に提供し、誰もが入手しやすく、わかりやすい情報提供による情報のバリアフリー化を推進します。

また、福祉サービスの利用促進の観点から、福祉情報などの提供を行い、障がいに応じた情報提供について充実を図ります。

一方、相談やコミュニケーション手段に関しては、相談支援事業や手話通訳者派遣事業・点字奉仕員養成事業の充実を図り、障がいのある人が身近な地域において相談が受けられる体制の整備を進めます。

また、関係機関とのネットワークを形成し、相談窓口の充実を図ります。

【取り組み内容】

① 相談支援体制の強化と相談関係機関との連携

相談支援を担う人材の育成や相談支援に関する周知を図ることで、相談支援事業を充実させ、障がいのある人のそれぞれの課題（ニーズ）に対してともに考え、自ら取り組んでいけるように手助けすることを基本として、地域生活でのさまざまな課題に対応した支援を行います。

② 情報提供の充実

保健・医療・福祉のさまざまな施策や事業の円滑な情報提供に努めるとともに、点字やSPコード付き文書、手話通訳者や要約筆記者などを派遣することにより、障がいのある人に配慮した情報伝達を行います。

③ コミュニケーション手段の確保

手話通訳者研修や派遣事業運営委員会の開催により、手話通訳者の人材の資質の向上や派遣事業の充実を図ります。

(2) 生活支援の充実

【現状と課題】

障害者自立支援法の施行により、今まで障がいの種別により個別の法律で提供されてきた障がい福祉サービスが一元化され、また地域生活への移行と一般就労という障がい福祉施策の方向性に重点がおかれることになりました。

こうした中、本市では居宅における介護支援、外出時の移動中の介護支援、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練などの事業の充実に努めています。また、地域生活におけるきめ細かいニーズに対応するため、地域での障がいのある人の福祉に関する相談、日中における活動の場の確保、創作活動や生産活動の機会の提供などの事業を実施しています。

今後も、障がいのある人の多様なニーズへの対応や相談事業から福祉サービスへの提供につながるようなネットワークづくり、また、福祉サービスが利用促進されるよう人材の確保や障がいに応じた受け入れ体制を整えるなどのサービス提供基盤の整備が必要です。

とりわけ、入所施設から退所したり、病院から退院し、地域生活へ戻るニーズのある人にとっては、住まいの場となるグループホームやケアホームの整備促進が必要となっています。

また、サービス量の充実だけでなく、質の向上も求められており、今後、福祉事業に従事する人材の育成と資質の向上や、サービスに関する苦情・相談体制の充実なども必要です。

障がい福祉サービスに加えて、障がいのある人の生活を支える基礎となる障害基礎年金や特別障害者手当などの制度が活用されるよう、制度の周知なども必要となっています。

さらに、障がいのある人が自分らしく地域生活を送ることができるためには、権利や尊厳が保持されるように権利擁護の視点が大切です。

【今後の方向性】

障がいのある人が日常生活において必要なサービスが利用できるように、各種在宅福祉サービスの充実に図るとともに、保健・医療との連携のもと、障がいの状況に応じて、円滑にサービスが利用できるよう多様で質の高い効果的なサービス提供に努めます。

【取り組み内容】

1) 在宅福祉施策の推進

① 訪問系サービスの充実

居宅介護をはじめとした訪問系サービスは、障がいのある人の居宅生活を支える基本となるサービスであるため、サービス量の確保とともに、障がいの状態に応じた適切なサービスが提供できるよう、質の向上を図ります。

② 日中活動系サービスの充実

障がいのある人の地域における日中活動の場となる生活介護や就労継続支援、就労移行支援、児童デイサービスなどの充実を図ります。

③ 居住系サービスの充実

障がいのある人が安心して地域生活を送るためには、地域における居住の場の確保が必要であり、グループホーム（共同生活援助）、ケアホーム（共同生活介護）の充実を図ります。

④ 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業の各事業におけるサービス量を確保するとともに、その充実を図ります。また、地域生活支援事業は市町村の創意工夫により事業内容を柔軟に設定できることから、障がいのある人のニーズに応じて事業内容を検討し、充実を図ります。

※地域生活支援事業とは障がいのある人が、その有する能力及び適性に応じ自立した生活や社会生活を営むことができることを目的に、市町村及び都道府県が地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効率的・効果的な事業実施が可能である事業。

⑤ 補装具費の支給

障がいのある人の身体機能を補完、または代替することで日常生活をしやすいようにするため、補装具費の支給の充実及び普及促進に努めます。

⑥ 日常生活用具の給付

重度の障がいのある人（児童を含む）に対して浴槽・便器などの日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。

⑦ 障害基礎年金・各種福祉手当の支給

重度障がいのある人及びその家族の経済的負担を軽減する年金や手当などの制度の周知を図るため、広報紙やホームページなどによる情報提供や相談体制の充実を図ります。

2) 施設福祉施策の推進

① 施設福祉施策の推進

施設との連携を図りながら、入所・通所者の支援や施設サービスの内容充実に努めます。また、施設サービスについての情報提供や相談体制を充実させてその活用を促進します。その他、地域自立支援協議会のネットワークを活用し、障がい福祉サービスの充実に努めます。

② 障がいのある人の雇用・就労支援

事業所に対し各種助成を行うことにより事業運営を支援し、障がいのある人の機能訓練や就労及び社会参加の場の確保を図ります。また、授産製品の啓発・販売拡大を図ります。

3) 障がいの重度化・障がいのある人の高齢化への対応

① サービスの量及び質の確保

重複障がいのある人に対応できる人材の育成や障がいのある人やその家族の高齢化に伴い、居住系サービスの需要が増加すると思われることから、グループホーム・ケアホームの整備を検討していきます。また、サービス提供に係る職員に対し各種研修への参加を促し、サービス提供者の質の向上に努めます。

② 高齢者保健福祉計画及び次世代育成支援行動計画と連携した事業の推進

高齢者保健福祉計画及び次世代育成支援行動計画と連携を図りつつ、ニーズや受け入れ体制を配慮しながらサービスの相互利用を進めます。また、地域ケアネットワークの整備として配置された地域包括支援センターの機能強化を図り、地域福祉ネットワークを構築します。

4) 権利擁護の推進

① 権利擁護活動の推進

社会福祉協議会における「福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）」の周知と利用の推進を図ります。また、権利が侵害されやすい障がいのある人や高齢者などの生活を支援するため、本市で行っている法律相談や悩み相談、社会福祉協議会で行っている心配事相談などの充実を図ります。さらに、障がい福祉サービスの利用などの視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し「成年後見制度利用支援事業」の利用を推進します。

(3) 保健・医療の充実

【現状と課題】

健やかで心豊かに生活できることは、障がいのある人だけでなく、誰もの願いであり、こうした生活を送ることができるよう、適切な保健・医療の充実を図っていくことが求められています。

本市では、妊婦に対する定期健康診査や乳幼児の健康診査などを通じて、疾病の予防や異常の発見などにより早期治療・早期療育へとつながっていくよう支援しています。

また、障がいのある人やその家族に、保健師などによる訪問や相談事業を通じて、必要な情報提供を行うとともに、医療機関での治療や訓練、また、日常生活援助や社会復帰へとつながっていくよう支援などを行っています。

今後も、こうした取り組みを推進するとともに、保健・医療・福祉との連携を図り、障がいのある人が地域において安心して生活を送るための体制づくりが必要です。

難病患者などに関しては、府（保健所）や医療機関、家族会などの関係機関・団体と連携を図りながら、地域で自立した生活や社会参加できるような支援の継続が求められます。

精神保健福祉施策の分野においては、ライフステージのどの時期においても生じるニーズや課題があります。小児期の情緒や精神発達上の問題から、精神障がいのある人の医療と福祉、加齢とともに生じるさまざまな課題への対応など、すべてのライフステージに関わっていくことが必要となります。

【今後の方向性】

障がいの早期発見や療育・治療につながる健康診査などの充実をはじめ、関係機関との連携強化により、適切な対応が実施できるよう相談・訪問体制などの充実を図ります。

また、障がいのある人が身近な地域で適切な医療、リハビリテーションが受けられるよう、医療機関などとの連携を図るとともに、医療体制の充実とリハビリテーション体制の確立が図れるよう関係機関に働きかけていきます。

【取り組み内容】

1) 保健サービスの充実

① 健康診査事業の推進

妊婦に対する定期健康診査、乳幼児に対する健康診査などを推進し、異常の早期発見、早期治療・療育・訓練へと必要な支援が適切につながっていくよう努めるとともに、医療機関や保健所などとの連携を図り妊婦や子どもの発達支援を行います。

特に、3歳6か月児の健康診査においては、身体・精神発達面の状況と併せて視力、聴力に関する検査を行い、異常の早期発見・早期治療へつなげていきます。

また、国保加入者への特定健康診査や子育て期や高齢者の健康診査などを推進し、疾病の予防と早期発見に努めるとともに、実施後の指導体制の整備を図ります。

② 健康教室など教育事業の推進

妊婦健康教室などのセミナーにおいては、妊娠中の過ごし方、食生活及び歯科指導、リラクゼーションなどを通じて、お産に伴う不安を和らげるとともに、流・早産、妊娠中毒症、低体重児出生などの予防が図れるよう保健指導を行います。

離乳食の指導など子どもの発育に応じた食事指導を通じて、将来の生活習慣病を予防するために、幼少期からの食育事業を積極的に推進します。また、子育て期や中高年における生活習慣病予防のために、適切な運動や食生活の習慣がつくられるよう保健指導を積極的に推進します。

③ 相談・支援・療育体制の充実

保育所・幼稚園に入所（園）する児童については、発達相談員による巡回相談を定期的に行い担任への支援を行うとともに、保護者との連携・支援を継続的に図っていきます。

さらに、「児童デイサービス事業」においては、就学後も見据えて、障がいのある児童等が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活への適応や社会生活に参加できるよう療育の実施及び相談体制を推進するとともに、発達に応じた療育や相談体制が一貫して提供できるよう努めます。

難病対策については、専門医や保健所、関係機関と連携を図り、日常生活に関する相談を通じて支援サービスや利用方法に関する情報の提供に努めます。

④ 保健事業基盤の整備

保健センターを活用し、市民の疾病予防・健康増進のための事業を実施します。

2) 医療・リハビリテーション体制の充実

① 医療・リハビリテーション体制の推進

障がいのある人の医療・リハビリテーションについては、医療機関などとの連携を強化し、適切な医療・リハビリテーションを受けることができるよう体制の充実を図ります。障がいの原因となる疾病などの予防・治療が可能なものについては、これらに対する医療サービスなどの情報提供に努めます。

さらに、障がいのある高齢者については、介護保険制度による在宅や通所のリハビリテーションなどを利用することから介護保険サービスの充実を図ります。また、ケース相談会議や地域リハビリ推進会議を充実し、個々の状況に応じた QOL（生活の質）の向上に努めます。

② 自立支援医療の給付

18 歳以上の身体障がいのある人の障がいを軽減又は回復させるための手術や治療など、日常生活における適応能力を増進させるために必要な自立支援医療（更生医療）の給付を行います。18 歳未満の障がいのある児童においては自立支援医療（育成医療）、また、精神障がいのある人においては自立支援医療（精神通院）を受給できるよう関係機関と連携を図ります。

③ 福祉医療などの給付

重度障がいのある人の医療費自己負担金に対する助成を行い、経済的負担の軽減と保健福祉の増進を図ります。

3) 精神障がいのある人の福祉の充実

① 精神障がいのある人に対する理解の促進

精神障がいのある人に対する理解を深めるため、保健所や府の精神保健福祉総合センターなどとの連携を図るとともに、研修会や「心の健康推進委員養成講座」などの広報を行っていき、精神障がいのある人に対する理解の促進を図ります。

② 精神障がいのある人及びその家族のニーズの把握

保健所、医療機関、家族の会などとの連携を通じて今後もきめ細かく精神障がいのある人のニーズの把握に努め、そのときどきに応じた支援施策の検討を行います。

③ 情報提供及び相談支援体制の整備

精神障がいのある人に身近な医療機関や社会復帰施設、公共施設の利用などに関する情報提供や保健所、障害者支援センターなどとの連携による相談支援体制の整備を図ります。

(4) スポーツ・文化活動などによる社会参加の促進

【現状と課題】

障がいのある人やその家族が生きがいをもって暮らせるよう、障がいの重さや特性に応じた自らの関心のある活動に積極的に参加できる社会参加の促進が課題となっています。

多くの人たちとの交流やふれあいなどを通じて自己実現を図り、健康で生き生きとした生活が送れるよう、スポーツ・レクリエーションや文化活動の場の提供などの条件整備が必要となります。

本市ではスポーツ・レクリエーションとして、「京田辺市障害者スポーツ大会（友遊フェスタ）」の開催や障がい者団体の「卓球バレー」などのサークル活動を支援し、障がいのある人が活動できる場の充実に努めています。

障がいのある人のスポーツ・レクリエーションなどが多様化する中、今後も障がいの状況に合わせた参加しやすいプログラムや参加のきっかけづくり、各活動についての情報提供、活動を支える指導者やボランティアの人材育成など、推進基盤の充実に努めるとともに参加機会の拡充を進めていくことが大切です。

【今後の方向性】

スポーツ・レクリエーション、文化活動への参加を通じ、障がいのない人とある人との交流を促進する一方で、これらの活動によって自己の能力を磨き、充実感や生きがいを感じられるよう、参加機会の一層の拡充に取り組むとともに活動を支える指導者やボランティアの養成や障がいのある人も参加できるプログラムの提供など基盤の充実に取り組みます。

また、障がいのある人をはじめとする市民がふれあうことによって、障がいに対する理解や意識啓発を図ります。

【取り組み内容】

① スポーツ活動の振興

障がいのある人が気軽にスポーツ活動に参加できるよう、各種イベント・スポーツレクリエーション大会に多彩なプログラムを提供するとともに、各種メディアを利用した情報提供の充実に努めます。また、障がいのある人をはじめとする市民が参加することによって、障がいの理解の啓発と交流促進を図ります。

② スポーツ指導者の養成

障害者スポーツ指導員等の養成研修への参加を積極的に支援するなど指導者の養成と資質向上に努めます。また、障がい福祉に関わる機関や団体が社会体育協会・体育指導委員などのスポーツリーダーと連携を図り、スポーツ関係者の障がいのある人に対する理解と交流を促進します。

③ 京田辺市体育施設の利用促進

障がいのある人に配慮した体育施設の整備を促進するとともに、プールや体育館などの体育施設使用料の減免を行い利用促進を図ります。また、一層の体育施設の利用拡大のため、開放事業やサークル、個人に対しての各種プログラムの提供及び用具の充実に努めます。

④ レクリエーション活動の推進

障がいのある人をはじめとする市民が参加し、楽しみながら幅広い交流を図る「京田辺市障害者スポーツ大会（友遊フェスタ）」などの支援を行います。また、「サマースクール」のような教室や「卓球バレー」などのサークル活動に対して、サークル支援体制の整備やサークル員の募集の協力だけでなく、開催を支援するボランティア員の拡充を図ります。

⑤ 文化・芸術活動の支援

障がいのある人の文化・芸術活動の振興に向けて、講座開催や作品出典の情報提供に努め、活動機会や発表の場の充実に努めます。

3. 自立をめざし、ライフステージに応じた環境づくり

(1) 教育・療育の充実

【現状と課題】

障がいのある児童が、身近な地域で専門的な療育や一人ひとりの障がいの状況に応じた保育を受けられるよう、教育・保健・医療・福祉などの関係機関との連携を進め、療育・教育体制の充実が求められます。また、教職員などの知識・技能の向上を図るなど、学びやすい教育環境の整備が課題となってきます。

また、平成 17 年度に「発達障害者支援法」が施行されたことを踏まえ、乳幼児期からの支援の推進や、発達障がいのある児童やその保護者への支援体制の整備が求められます。

障がいのある児童の学校教育について、国はこれまでの障がいの種別や障がいの程度などに応じ、特別の場で指導を行う「特殊教育」から「特別支援教育」へと転換を進めています。それを受けて、特別支援学級に在籍する児童に限らず、通常の学級に在籍する児童も含め、障がいのある児童一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援や、支援学校と小・中学校の交流の促進が必要になってきます。

一方、福祉に関する教育としては、学校、職場などへの啓発用ビデオテープの貸出しや市民を対象とした人権教育学習会、また障がいを疑似体験できる機会を設けています。こうした体験を通して障がいへの正しい理解の促進と自分にできることを探し、進んで行動する態度を養う指導を行っています。今後もこうした講義や教室を通して福祉に関する教育の普及と教職員の質の向上やボランティア人材の増員を図ることが必要となっています。

【今後の方向性】

ノーマライゼーションの理念を踏まえ、障がいのある人とない人とがともに生きるため、幼少時からともに学び、ともに育つ教育に取り組むとともに、障がいに対する正しい理解と認識を深める啓発を行います。

また、障がいのある人一人ひとりが社会の一員として、主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう、それぞれの障がいの状況に応じた適切な療育及び教育を充実し、ライフステージに応じた多様な学習の機会を確保します。

さらに、教育・保健・医療・福祉、雇用などの関係分野や市民との連携を密にし、社会全体で支援が必要な子どもの健やかな育成に取り組みます。

【取り組み内容】

① 就学相談の推進

就学指導委員会や関係機関との連携を強め、心身に障がいのある児童に対し、障がいの実態などに応じた就学相談を推進します。

② 児童デイサービスの充実

児童が利用する児童デイサービス事業所と保育所・幼稚園・学校等の関係機関との連携を図り、サービスが効果的に提供できるよう充実を図ります。

併せて、田辺児童館の児童デイサービス事業（ふれあい教室）における発達相談員や指導員等の人員体制を整備するとともに、研修等の実施によりサービスの充実を図ります。

③ 障がいのある児童の教育支援・保育の充実

専門的な機関との連携を図りながら、障がいのある児童に対して、集団の中で豊かな人間形成を図ります。また、特別支援教育の研修の充実を図り、指導員や保育士の人員確保や資質向上を図るとともに、障がいの程度や発達段階などに応じた教育内容や、指導方法の改善を図ります。

④ 発達障がいのある児童に対する支援

関係機関との連携を深め、自閉症や学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）など、発達障がいの早期発見に努めるとともに、障がいの状態に即した支援について検討します。また、発達障がいについての市民の理解を深めるため、広報紙や福祉に関する教育において啓発を図ります。

⑤ 自立・進路相談

特別支援学校やハローワークとの連携を図り、卒業予定者の進路指導の充実を図るとともに、知的障害者更生相談所などの相談機関との連携を深め、相談支援体制の強化を図ります。

⑥ 社会教育・社会体育の充実

公民館や体育館で開かれている「障害者教室」「障害者スポーツ教室」や高齢者向け「元気はつらつ教室」において、障がいのある人をはじめとする市民がふれあうことにより、理解と交流を深めあえるような体制の整備を図ります。また、ボランティア、手話通訳者、要約筆記者などの配置により、障がいのある人が気軽に参加できるよう支援します。

(2) 就労支援の推進

【現状と課題】

障がいのある人の雇用・就労は、社会経済活動への「完全参加と平等」に向けた大きな課題であり、就労を通じて自己実現を図りながら、障がいのある人が社会参加するための手段として重要であるといえます。

今後も障がいのある人の雇用が促進されるよう、広報啓発や関係するすべての機関との連携をより一層図り、雇用・就業の啓発活動を推進することが必要です。

今後、障がいのある人の自立と社会参加を促進させていく中、自分らしく生活が送れるよう、障がいの種別によってそれぞれがもてる力に応じた社会参加を実現していくことが大切です。そのため、所得を得るための働く場の確保といった就労支援だけでなく、日中活動として働く場を確保するなど、障がいに応じた働く場の確保といった観点から就労支援をしていく必要があります。

【今後の方向性】

就労及びこれに伴う生活上の支援を必要とする障がいのある人に、相談や援助を行うとともに、関係機関とのネットワーク化を図り、継続的かつ包括的な支援体制づくりに努めます。また、民間企業や福祉サービス提供事業所などへの働きかけを行い、一人ひとりに応じた雇用・就労の場の拡大に努めます。

【取り組み内容】

① 雇用啓発事業の充実

障害者雇用支援月間や障害者雇用促進セミナーの案内、人権問題研修会などの機会を通じて障がいのある人の雇用に対する啓発を行います。

② 障がいのある人の雇用の促進

障がいのある人の雇用に関する関係機関の連携を強化し、就労や雇用についての情報のネットワーク化の推進や相談支援体制の構築を図っていきます。また、地域自立支援協議会のネットワークを活用し、雇用の促進を図ります。

③ 障がい者施設製品の販売促進

本市主催の催しなどに障がい者施設製品を販売することによって、事業所を支援していきます。また、障がい者施設製品の販売を拡大するため、広報、啓発の充実を図ります。

4. すべての人にやさしいまちづくり

(1) 生活環境の整備

【現状と課題】

障がいのある人のみならず誰もが利用しやすいよう、建築物・道路・交通などの生活環境の整備は、人にやさしいまちづくりを進めていくうえでの課題となっています。

本市ではバリアフリーの啓発チラシ及び補助犬ステッカーの配布を行うことにより啓発に努めています。

また、「バリアフリー基本構想」の策定を予定しており、今後もユニバーサルデザインに基づき、建築物や交通のバリアフリー化を進めていく必要があります。

移動・交通対策では、誘導ブロックなどの基盤整備や福祉タクシー事業などの移動支援の充実など、障がいのある人が外出しやすいまちづくりを進めていくことが大切です。

一方、こうした公共施設のバリアフリー化や公共交通機関の充実だけでなく、生活の基礎となる住まいの場の確保も求められています。

障がいのある人に対する住宅供給は、身体障がいのある人向けの住宅の整備を進めていますが、障がいの状況に応じたさらなるバリアフリー住宅の充実が望まれます。

こうした障がいのある人を取り巻く生活環境の整備に関しても、情報提供不足や個人情報の問題からすべての障がいのある人に対し完全に整備がいきとどいていないのが課題となっています。そのため、障がいのある人の状態の把握や府営住宅の優先入居制度の周知などの情報を共有することによる支援体制の強化が求められます。

【今後の方向性】

すべての市民が暮らしやすい環境づくりのため、バリアフリー化とユニバーサルデザインに基づく環境整備を推進します。

障がいのある人のニーズを踏まえながら、居住の場の整備・確保など、地域で安心・快適に暮らすことができるよう生活環境の整備に努めます。

【取り組み内容】

① 福祉のまちづくりの普及・啓発

各種行事、講座、研修会、広報、パンフレットなどさまざまな機会を通じて、すべての市民に障がいのある人や高齢者とともに生きともに支えあうまちづくりのための意識の高揚を図ります。また、本市で策定を予定している「バリアフリー基本構想」においても、障がいのある人に配慮した内容を含むなどの計画づくりを進めていきます。

② 福祉のまちづくりモデル地区整備促進事業の推進

不特定多数の人が利用する公共性の高い施設が集中する地域をモデル地区に指定し、その整備を進めながら障がいのある人や高齢者にやさしいまちづくりを推進していきます。

③ 公共施設の整備促進

市施設の新築・建替えなどにあたっては、「京都府福祉のまちづくり条例」や本市で策定を予定している「バリアフリー基本構想」の趣旨に沿った整備・検討などを行い、特にバリアフリー化が必要とされる施設に関しては段階的に整備していきます。

I. 道路の整備

障がいのある人が自由で安全に外出することができるよう、既存の道路の改良・改修を行っていきます。

II. 公園の整備

段差の解消やベンチの配置など公園内の良好な環境整備に努めるとともに、障がいのある人や高齢者が、安全で気軽に利用できる公園整備に努めます。

III. 住宅の整備

市営住宅に関しては、段差の解消や手摺りの設置、トイレ、浴室などを障がいのある人が使いやすいように改修を行っていきます。府営住宅に関しては、優先入居制度の周知や募集情報の提供などに努めます。また、重度障がいのある人の日常生活を容易にするとともに家庭での介助の負担を軽減するため、住宅改造などに要する経費の一部を助成します。

IV. 学校の整備

校舎の新改築・大規模改修においては、「京都府福祉のまちづくり条例」に沿った設計を行っていきます。また、それ以外の校舎についても条例に沿ったものとするように検討します。

V. 民間施設の整備

不特定多数の人が利用する民間施設については、バリアフリー化の普及啓発を行います。

④ 公共交通機関の充実

バリアフリー化の推進とともに整備を行ってきたエレベーター、エスカレーター、案内板、低床バスなどに対して、利用の状況を検証していきます。また、バスの運行やバス路線、介護タクシーの充実について要望します。

⑤ 移動支援対策の充実

身体障がいのある人が自動車運転免許を取得しようとする場合や自ら所有、運転する自動車を改造する場合に助成を行います。

また、重度障がいのある人に対して、福祉タクシーなど利用支援事業としてタクシー料金及び自家用自動車の燃料の代金の一部を助成することにより障がいのある人の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図ります。

さらに、社会福祉協議会が実施しているリフトカーの運行の支援を行い、障がいのある人の通院や外出の移動支援を行います。

(2) 防災・防犯対策の充実

【現状と課題】

障がいのある人をはじめ、誰もが安全に安心して暮らすうえでは、地震や火災などといった防災・防火対策などが重要となっており、災害時などに特に援助が必要な人への配慮は大きな課題となっています。

防災意識の向上として、本市では「地域危険度マップ」や「揺れやすさマップ」などを配布し、危険地域や地震による被害予測、防災知識を普及・啓発しています。また、市ホームページによる防災知識の普及・啓発及び、地域での防災講座や防災訓練を通じて意識啓発を行っています。

災害時には、一人ひとりの障がいの状態に応じたきめ細かな支援が必要であり、住民間の自主組織の育成が不可欠となっています。本市では、災害発生時に地域での活動を担う自主防災組織の設置や防災研修を開催しています。これらの活動を通し、自主防災組織とともに、避難などを支援できる体制づくりを行うことが必要です。また、日常生活に不可欠な福祉用具などが災害により供給停止とならないよう、関係者による連絡体制を確立するとともに、被災時において障がいのある人に的確に対応できるよう、避難場所の確保や避難方法を明確にすることも今後必要となっています。

近年、障がいのある人や高齢者などを対象とする犯罪被害が全国的に増加しています。こうした中、防犯知識の周知徹底や悪質商法などの消費者被害防止に向けた情報提供をはじめ、地域における防犯活動などに取り組む必要があります。

【今後の方向性】

障がいのある人が安心して生活していくために、地域との連携・協働のもと、情報連絡体制や緊急時の救援体制の整備を進めるとともに、自主防災訓練による防災対策など身近な地域での取り組みについても進めていきます。

また、障がいのある人をはじめ、市民が犯罪などに巻き込まれないよう防犯意識の啓発や、関係機関・団体と連携した防犯体制を整備します。

【取り組み内容】

① 防犯・防災・救急救護・交通安全知識などの普及

関係機関や団体が実施する講演会、講習会などと積極的に連携し、防犯・防災・救急救護・交通安全などに関する知識の普及、啓発に努めます。

② 障がいのある人に配慮した防災・緊急対策の推進

障がいのある人や高齢者などのような、災害時などに特に援助が必要な人を的確に把握するとともに、その対策を明確にし、安全な避難ができるよう、災害時要援護者の地域における支援体制の充実を図ります。また、緊急通報装置設置事業を継続し、緊急時に迅速な対応ができるよう事業の充実を図ります。

③ 自主防災組織の育成

区や自治会などを核とした自主防災組織やボランティアの育成に努め防災訓練や緊急時の対応に備えます。